

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年6月26日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 2400001 号  
厚生局事案番号：関東信越（厚）第 2400027 号

## 第1 結論

1 請求者のA社における請求期間①のうち、平成 30 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成 31 年 3 月 1 日から令和元年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

平成 30 年 9 月から同年 11 月まで並びに平成 31 年 3 月及び同年 4 月の標準報酬月額については、32 万円とすることが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成 31 年 3 月 1 日から令和元年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間①については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として訂正することを認めることはできない。

2 請求者のA社における平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額を 11 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求者のA社における令和元年 7 月 12 日の標準賞与額を 2 万 3,000 円、同年 12 月 13 日の標準賞与額を 2 万円に訂正することが必要である。

令和元年 7 月 12 日及び同年 12 月 13 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和 53 年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成 30 年 9 月 1 日から令和 2 年 11 月 1 日まで

- ② 平成 30 年 12 月 14 日
- ③ 令和元年 7 月 12 日
- ④ 令和元年 12 月 13 日

平成 30 年 9 月に、A 社 B 工場から同社の本社に異動した。請求期間①において、A 社の本社に勤務していたが、当該期間は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。また、請求期間②、③及び④において、A 社の本社から賞与を支給されたが、標準賞与額の記録がない。各請求期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 30 年 9 月 1 日とする厚生年金保険被保険者資格取得届が、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主から年金事務所に提出されたため（令和 4 年 12 月 12 日受付）、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、請求期間①は保険給付の計算の基礎とならない期間として記録されている。

一方、雇用保険の加入記録及び A 社の回答により、請求者は、平成 30 年 9 月 1 日に同社 B 工場から同社の本社に異動し、請求期間①において同社の本社に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求期間①のうち、平成 30 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成 31 年 3 月 1 日から令和元年 5 月 1 日までの期間については、A 社から提出された請求者の賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

したがって、賃金台帳及び日本年金機構の回答により、平成 30 年 9 月から同年 11 月まで並びに平成 31 年 3 月及び同年 4 月の標準報酬月額を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成 31 年 3 月 1 日から令和元年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間①のうち、平成 30 年 12 月 1 日から平成 31 年 3 月 1 日までの期間及び令和元年 5 月 1 日から令和 2 年 11 月 1 日までの期間については、賃金台帳及び A 社の回答等により、請求者は当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないと認められることから、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当せず、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として訂正することはできない。

2 請求期間②について、賃金台帳により、請求者は、平成 30 年 12 月 14 日に A 社から賞与を

支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、11万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間③及び④について、賃金台帳により、請求者は、令和元年7月12日及び同年12月13日にA社から賞与を支給されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間③及び④に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる賞与額から、請求期間③は2万3,000円、請求期間④は2万円とすることが必要である。

なお、請求期間③及び④に係る標準賞与額について、賃金台帳により、請求者は、賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できるため、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当せず、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2400032 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2400028 号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年9月1日から令和3年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年9月から令和2年9月までの標準報酬月額については44万円から50万円、同年10月から令和3年8月までの標準報酬月額については44万円から65万円とする。

令和元年9月から令和3年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年9月から令和3年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年9月1日から令和3年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間についてねんきん定期便の記録では44万円の標準報酬月額となっているが、給与からは50万円又は65万円の標準報酬月額相当の厚生年金保険料が控除されている。給与支給明細書を提出するので、調査の上、請求期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る給与支給明細書、事業主から提出された賃金台帳及び金融機関から提出された「預金取引明細書1」により、請求期間における標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は50万円及び65万円であることが確認でき、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（44万円）を超えてることが認められる。

また、日本年金機構は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得月である令和元年9月の標準報酬月額については、50万円と思料する旨回答している。

したがって、請求者の請求期間における標準報酬月額については、令和元年9月から令和2年9月までは50万円、同年10月から令和3年8月までは65万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。